

市区町村別集計項目(推進体制等)

東京都	
市区町村数	62

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)								
			担当課(室)名	所属			問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無				
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)		問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係		問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
					49	47	32				62								
13	101	千代田区	国際平和・男女平等人権課	1	2	1	1					0	第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
13	102	中央区	総務課	1	2	1	1	中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例	2023年3月17日	2023年4月1日			中央区男女共同参画行動計画2023	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
13	103	港区	人権・男女平等参画担当	1	1	1	1	港区男女平等参画条例	2004年3月19日	2004年4月1日			第4次港区男女平等参画行動計画-みんなで進めよう 男女平等-	2021年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
13	104	新宿区	男女共同参画課	1	1	1	1	新宿区男女共同参画推進条例	2004年3月24日	2004年4月1日			新宿区第三次男女共同参画推進計画	2018年4月	～	2024年3月	1	1	
13	105	文京区	総務部総務課ダイバーシティ推進担当	1	2	1	1	文京区男女平等参画推進条例	2013年9月27日	2013年11月1日			文京区男女平等参画推進計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
13	106	台東区	人権・多様性推進課	1	1	1	1	東京都台東区男女平等推進基本条例	2014年12月17日	2015年1月1日			台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」	2020年4月	～	2025年3月	1	1	
13	107	墨田区	人権同和・男女共同参画課	1	1	1	1	墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例	2005年12月9日	2006年4月1日			墨田区男女共同参画推進プラン(第5次)	2019年4月	～	2024年3月	1	1	
13	108	江東区	総務部 男女共同参画推進センター	1	1	1	1	江東区男女共同参画条例	2004年3月17日	2004年4月1日			男女共同参画KOTOプラン2021(第7次江東区男女共同参画行動計画)	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
13	109	品川区	人権啓発課	1	1	1	1				1	男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」	2019年4月	～	2029年3月	1	1		
13	110	目黒区	人権政策課	1	2	1	1	目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例	2002年3月15日	2002年3月15日			目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
13	111	大田区	総務部 人権・男女平等推進課	1	1	1	1				0	大田区男女共同参画推進プラン	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1		
13	112	世田谷区	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例	2018年3月6日	2018年4月1日			世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
13	113	渋谷区	総務課	1	1	1	1	渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例	2015年3月31日	2015年4月1日			第2次男女平等・多様性社会推進行動計画	2022年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
13	114	中野区	企画課	1	2	1	0	中野区男女平等基本条例	2004年3月29日	2004年4月1日			中野区男女共同参画基本計画(第4次)	2018年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
13	115	杉並区	区民生活部管理課	1	1	1	1				0	杉並区男女共同参画行動計画	2022年4月	～	2031年3月	1	1		
13	116	豊島区	男女平等推進センター	1	1	1	1	豊島区男女共同参画推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日			第5次としま男女共同参画推進プラン(第5次豊島区男女共同参画推進行動計画、第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画、第2次豊島区女性活躍推進計画)	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
13	117	北区	多様性社会推進課	1	2	1	1	東京都北区男女共同参画条例	2006年6月30日	2006年7月1日			北区男女共同参画行動計画 第6次アゼリアプラン	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
13	118	荒川区	荒川区総務企画部総務企画課	1	2	1	1				0	荒川区男女共同参画社会推進計画	2021年5月	～	2025年3月	1	1		
13	119	板橋区	男女社会参画課	1	1	1	1	東京都板橋区男女平等参画基本条例	2003年3月6日	2003年3月6日			男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン2025	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
13	120	練馬区	総務部人権・男女共同参画課	1	1	1	1				0	第5次練馬区男女共同参画計画	2020年4月	～	2025年3月	1	1		
13	121	足立区	多様性社会推進課	1	2	1	1	足立区男女共同参画社会推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日			第8次足立区男女共同参画行動計画	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
13	122	葛飾区	人権推進課	1	2	1	1	葛飾区男女平等推進条例	2004年3月29日	2004年4月1日			葛飾区男女平等推進計画(第6次)	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
13	123	江戸川区	総務課	1	2	1	1	江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例	2022年3月30日	2022年4月1日			江戸川区男女共同参画推進計画	2017年4月	～	2027年3月	1	1	
13	201	八王子市	市民活動推進部 男女共同参画課	1	1	1	1	八王子市男女共同参画推進条例	2022年12月16日	2023年4月1日			男女が共に生きるまち八王子プラン(第3次)2019改定版	2019年4月	～	2024年3月	1	1	
13	202	立川市	総合政策部男女平等参画課	1	1	1	1	立川市男女平等参画基本条例	2007年6月25日	2007年6月25日			立川市第7次男女平等参画推進計画	2020年7月	～	2025年3月	1	1	
13	203	武蔵野市	市民活動推進課	1	1	1	1	武蔵野市男女平等の推進に関する条例	2017年3月22日	2017年4月1日			武蔵野市第四次男女平等推進計画	2019年4月	～	2024年3月	1	1	
13	204	三鷹市	企画経営課平和・女性・国際化推進係	1	2	1	1	三鷹市男女平等参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日			男女平等参画のための三鷹市行動計画2022(第2次改定)	2011年4月	～	2024年3月	1	1	
13	205	青梅市	市民安全課	1	2	1	1				0	青梅市ジェンダー平等推進計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1		
13	206	府中市	市民協働推進部多様性社会推進課	1	2	1	1				0	第6次府中市男女共同参画計画	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1				問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無			
						問3-2 条例名称			問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
13	207	昭島市	子ども家庭部 女性活躍支援担当課	1	2	1	1				3	昭島市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
13	208	調布市	多様性社会・男女共同参画推進課	1	1	1	1				0	第5次調布市男女共同参画推進プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
13	209	町田市	市民部市民協働推進課男女平等推進センター	1	1	1	1				0	一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第5次町田市男女平等推進計画)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
13	210	小金井市	企画政策課男女共同参画室	1	1	1	1	小金井市男女平等基本条例	2003年6月26日	2003年7月1日		(小金井市第6次男女共同参画行動計画)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	0		
13	211	小平市	市民協働・男女参画推進課	1	1	1	1	小平市男女共同参画推進条例	2008年10月1日	2009年4月1日		小平アクティブプラン21(第四次小平市男女共同参画推進計画)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
13	212	日野市	企画部平和と人権課	1	2	1	1	日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例	2001年12月28日	2023年4月1日		第4次日野市男女平等行動計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
13	213	東村山市	市民相談・交流課	1	1	1	1	東村山市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年7月1日		東村山市第4次男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		
13	214	国分寺市	国分寺市 市民生活部 人権平和課	1	2	1	1	国分寺市男女平等推進条例	2007年3月29日	2007年6月1日		第2次国分寺市男女平等推進行動計画	2017年4月 ~ 2025年3月	1	1		
13	215	国立市	市長室	1	2	1	1	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例	2017年12月28日	2018年4月1日		国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画	2016年4月 ~ 2024年3月	0	1		
13	218	福生市	協働推進課	1	2	1	0	福生市男女共同参画審議会条例	2020年3月27日	2020年4月1日		(福生市男女共同参画行動計画(第6期))	2021年4月 ~ 2027年3月	1	0		
13	219	狛江市	政策室	1	2	1	1				0	狛江市男女共同参画推進計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
13	220	東大和市	地域振興課	1	2	1	1	東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第三次東大和市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1		
13	221	清瀬市	地域振興部男女共同参画センター	1	1	1	1	清瀬市男女平等推進条例	2006年6月29日	2006年7月1日		第3次清瀬市男女平等推進プラン	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
13	222	東久留米市	生活文化課	1	2	1	1				3	東久留米市第4次男女平等推進プラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
13	223	武蔵村山市	協働推進部協働推進課	1	2	1	1				0	武蔵村山市第四次男女共同参画計画 一ゆーあいプランー	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
13	224	多摩市	多摩市役所くらしと文化部 平和・人権課	1	2	1	1	多摩市女と男の平等参画を推進する条例	2013年9月30日	2014年1月1日		第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
13	225	稲城市	市民協働課	1	2	1	1				0	(稲城市男女共同参画計画(男女平等推進いなぎプラン))	2016年4月 ~ 2026年3月	0	0		
13	227	羽村市	総務課	1	2	1	1	羽村市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第5次羽村市男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
13	228	あきる野市	企画政策部企画政策課	1	2	1	0				0	第5次あきる野男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
13	229	西東京市	協働コミュニティ課	1	2	1	1				2	西東京市第4次男女平等参画推進計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
13	303	瑞穂町	協働推進課	1	2	0	1				0	第6次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
13	305	日の出町	企画財政課	1	2	0	0				0	(第5次日の出町長期総合計画(後期基本計画))	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	0		
13	307	檜原村	企画財政課	1	2	0	0				0				0	0	
13	308	奥多摩町	企画財政課	1	2	0	0				0	(奥多摩町長期総合計画)	2015年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	0		
13	361	大島町	総務課	1	2	0	0				0				0	0	
13	362	利島村	総務課	1	2	0	0				0				0	0	
13	363	新島村	総務課	1	2	0	0				2	新島村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(第3期)	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
13	364	神津島村	総務課	1	2	0	0				0	神津島村特定事業主行動計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
13	381	三宅村	総務課 庶務係	1	2	0	0				0				0	0	
13	382	御蔵島村	総務課	2	2	0	0				0				0	0	
13	401	八丈町	企画財政課	1	2	0	0				2				0	0	
13	402	青ヶ島村	総務課	1	2	0	0				0				0	0	
13	421	小笠原村	総務課	1	2	0	0				0				0	0	

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 諮問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
2 2023年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営				
												指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			40								7	33	28	8	5	32	5	3
13	101	千代田区	千代田区男女共同参画センター	MIW(ミュウ)	102-8688	東京都千代田区九段南1-2-1	03-5211-8845	03-5211-8846	https://miw.city.chiyoda.lg.jp/		○	○		○				○
13	102	中央区	中央区立男女平等センター	ブーケ21	104-0043	東京都中央区湊1-1-1	03-5543-0651	03-5543-0652	https://www.city.chuo.lg.jp/bouquet21/index.html	○		○				○		
13	103	港区	港区立男女平等参画センター	リーブラ	105-0023	港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦	03-3456-4149	03-3456-1254	https://www.minatolibra.jp		○		○					○
13	104	新宿区	新宿区立男女共同参画推進センター	ウイズ新宿	160-0007	新宿区荒木町16	03-3341-0801	03-3341-0740	https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index12_01.html	○		○				○		
13	105	文京区	文京区男女平等センター		113-0033	文京区本郷4-8-3	03-3814-6159	03-5689-4534	https://www.bunkyo-danjo.jp/	○			○				○	
13	106	台東区	台東区立男女平等推進プラザ	はばたき21	111-8621	台東区西浅草3-25-16生涯学習センター4階	03-5246-5816	03-5246-5814	https://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/jinken/habat-aki21/index.html		○	○				○		
13	107	墨田区	すみだ女性センター	すずかけ	131-0045	墨田区押上2-12-7-111	03-5608-1771	03-5608-1770	https://www.city.sumida.lg.jp/sisetu_info/tamokuteki/s-umida_zyoseicenter/index.html		○	○				○		
13	108	江東区	江東区男女共同参画推進センター	パルシティ江東	135-0011	江東区扇橋3-22-2 パルシティ江東内	03-5683-0341	03-5683-0340	https://www.city.koto.lg.jp/kurashi/jinken/danjo/center/index.html		○	○				○		
13	109	品川区	品川区男女共同参画センター		140-0011	品川区東大井5-18-1 きゅりあん3階	03-5479-4104	03-5479-4111	https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-zinken/kuseizyoho-zinken-kyodosankaku/index.html		○	○				○		
13	110	目黒区	目黒区男女平等・共同参画センター		153-0061	目黒区中目黒二丁目10番13号 中目黒スクエア内	03-5721-8570	03-5721-8574	https://www.city.meguro.tokyo.jp/jinkenseisaku/shiset-su/bunkakouryuu/danjo.html		○	○				○		
13	111	大田区	大田区立男女平等推進センター	エセナおおた	143-0016	大田区大森北4-16-4	03-3766-4586	03-5764-0604	https://www.escenaota.jp	○			○				○	
13	112	世田谷区	世田谷区立男女共同参画センター	らぶらす	154-0004	東京都世田谷区太子堂1-12-40グレート王寿ビル3~5階	03-6450-8510	03-6450-8511	http://www.laplace-setagaya.net/	○				○				○
13	113	渋谷区	渋谷男女平等・ダイバーシティセンター	アイリス	150-0031	東京都渋谷区桜丘町23-21渋谷区文化総合センター大和田8階	03-3464-3395	03-3463-3398	https://www.city.shibuya.tokyo.jp/		○	○				○		
13	114	中野区																
13	115	杉並区	杉並区立男女平等推進センター	ゆう杉並	167-0051	杉並区荻窪1-56-3	03-3393-4410	03-3393-4716	https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kusei/jinken/1005363.html		○				○	○		
13	116	豊島区	豊島区立男女平等推進センター	エポック10	171-0021	東京都豊島区西池袋2-37-4としま産業振興プラザ3階	03-5952-9501	03-5391-1015	http://www.city.toshima.lg.jp/049/kusei/danjo/004668.html		○	○				○		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
13	117	北区	東京都北区スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)※設置当初は「婦人センター」	スペースゆう	114-8503	東京都北区王子1-11-1 北とぴあ5階	03-3913-0161	03-3913-0081	https://www.city.kita.tokyo.jp/tayosei/kurashi/jinken/spaceyu/index.html		○	○			○		
13	118	荒川区	荒川区立男女平等推進センター	アクト21	116-0012	荒川区東尾久5-9-3	03-3809-2890	03-3809-2891	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/		○	○			○		
13	119	板橋区	板橋区立男女平等推進センター	スクエア・I(あい)	①173-0015 ②173-8501	①情報資料コーナー・団体交流コーナー:板橋区栄町36-1 ②相談室:板橋区板橋2-66-1	03-3579-2790	03-3579-2129	https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/jinken/danjo/square/index.html		○	○			○		
13	120	練馬区	練馬区立男女共同参画センター	えーる	177-0041	東京都練馬区石神井町8丁目1番10号	03-3996-9005	03-3996-9010	https://www.nerima-yell.com/		○	○			○		
13	121	足立区	足立区男女参画プラザ		123-0851	東京都足立区梅田7-33-1	03-3880-5222	03-3880-0133	https://www.city.adachi.tokyo.jp/sankaku/chiikibunka/kuminsanka/sankaku.html		○	○			○		
13	122	葛飾区	葛飾区男女平等推進センター	ウィメンズパル	124-0012	葛飾区立石5-27-1	03-5698-2211	03-5698-2315	http://www.city.katsushika.lg.jp/institution/1000097/1006913.html		○	○			○		
13	123	江戸川区	江戸川区人権・男女共同参画推進センター		132-0011	東京都江戸川区瑞江2-9-15	03-6638-8089	03-6231-8171	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e049/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kosodate/jinken.html	○		○			○		
13	201	八王子市	八王子市男女共同参画センター		192-0082	東京都八王子市東町5-6 クリエイトホール8階	042-648-2230	042-644-3910	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/003/003/index.html		○	○			○		
13	202	立川市	立川市女性総合センター	アイム	190-0012	東京都立川市曙町2-36-2	042-528-6801	042-528-6805	https://www.city.tachikawa.lg.jp/		○	○			○		
13	203	武蔵野市	武蔵野市立男女平等推進センター	ヒューマン あい	180-0022	東京都武蔵野市境2-3-7 市民会館1階	0422-37-3410	0422-38-6239	https://www.city.musashino.lg.jp/heiwa_bunka_sports/danjobyodosuisincenter/index.html		○	○			○		
13	204	三鷹市	女性交流室		181-0013	東京都三鷹市下連雀3-30-12 三鷹市中央通りタウンプラザ4階	0422-43-7812	0422-43-9966	https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/003/003642.html	○		○			○		
13	205	青梅市															
13	206	府中市	府中市男女共同参画センター	フチュール	183-0034	府中市住吉町1-84 ステータ府中中河原4階	042-351-4600	042-351-4603	https://www.city.fuchu.tokyo.jp/shisetu/komyunite/wcenter/danzokoyoudou.html		○	○			○		
13	207	昭島市	昭島市男女共同参画センター		196-0012	昭島市つつじが丘3-3-15	042-519-2277	042-519-2803	https://www.city.akishima.lg.jp/li/060/070/020/index.html		○	○			○		
13	208	調布市	調布市男女共同参画推進センター		182-0022	調布市国領町2-5-15 コクティ-3階(市民プラザあくるす内)	042-443-1213	042-443-1212	http://chofu-danjo.jp/		○	○			○		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)													
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営	
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
13	209	町田市	町田市男女平等推進センター	(特になし)	194-0013	東京都町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム3階	042-723-2908	042-723-2946	https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/community/danjo/center/shimin05.html		○	○			○	
13	210	小金井市														
13	211	小平市	小平市男女共同参画センター	ひらく	187-0031	小平市小川東町4-2-1小平元気村おがわ東2階	042-346-9618	042-346-9575	https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/050/050800.html		○			○	○	
13	212	日野市	日野市男女平等推進センター	ふらっと	191-0062	日野市多摩平2-9多摩平の森ふれあい館2F	042-584-2733	042-584-2748	http://www.city.hino.lg.jp/shisetsu/shiyakusho/desakli/danjo/index.html		○	○			○	
13	213	東村山市														
13	214	国分寺市	国分寺市立男女平等推進センター	ライツこくぶんじ	185-0034	東京都国分寺市光町1-46-8	042-573-4378	042-573-4388	https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011887/1011901/byoudou/1002816.html		○	○			○	
13	215	国立市	くにたち男女平等参画ステーション	パラソル	186-0001	国立市北1-14-1「国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ」内	042-501-6990	042-501-6991	http://kuni-sta.com/		○	○				○
13	218	福生市														
13	219	狛江市														
13	220	東大和市														
13	221	清瀬市	清瀬市男女共同参画センター	アイレック	204-0021	東京都清瀬市元町1-2-11 アミュービル4階	042-495-7002	042-495-7008	https://www.city.kiyose.lg.jp		○	○			○	
13	222	東久留米市	東久留米市男女平等推進センター	フィフティ・フィフティ	203-8555	東京都東久留米市本町3-3-1	042-472-0061	042-472-1131	https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/sesaku/danjo/1003378.html		○	○			○	
13	223	武蔵村山市	武蔵村山市立男女共同参画センター	ゆーあい	208-0012	東京都武蔵村山市緑が丘1460-1111-1	042-590-0755	042-567-1433	https://fureai.csplace.com/		○		○			○
13	224	多摩市	多摩市立TAMA女性センター		206-0011	東京都多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニネ7階	042-355-2110	042-339-0491	https://www.city.tama.lg.jp/map/kurashi/1008287/1003314.html		○	○			○	
13	225	稲城市	稲城市男女平等推進センター		206-0802	東京都稲城市東長沼2112-1 稲城市地域振興プラザ1F	042-378-2112	042-378-6971	https://www.city.inagi.tokyo.jp/shisetsu/shougaigakushuu/shinkou_plaza.html		○			○	○	
13	227	羽村市														
13	228	あきる野市														
13	229	西東京市	西東京市男女平等推進センター	パリテ	202-0005	東京都西東京市住吉町6-15-6 住吉会館内	042-439-0075	042-422-5375	https://www.city.nishitokyo.lg.jp/sisetu/other/dannjiyo.html		○	○			○	
13	303	瑞穂町														
13	305	日の出町														
13	307	檜原村														
13	308	奥多摩町														
13	361	大島町														
13	362	利島村														
13	363	新島村														
13	364	神津島村														
13	381	三宅村														
13	382	御蔵島村														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																	
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体								
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営						
												指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他				
13	401	八丈町																		
13	402	青ヶ島村																		
13	421	小笠原村																		

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

東京都

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			40				40	39	39	38	20	33	20	1	14		
13	101	千代田区	千代田区男女共同参画センター	1998年10月1日	7	8	57,371	○	○	○	○	○				登録団体向けミーティングルーム・グループロッカーの貸し出し	
13	102	中央区	中央区立男女平等センター	1993年4月28日	4	13	29,045	○	○	○	○	○				(講座・相談における託児、ワーク・ライフ・バランス)	
13	103	港区	港区立男女平等参画センター	1980年4月8日	15	17	122,735	○	○	○	○	○	○			団体育成支援事業等	
13	104	新宿区	新宿区立男女共同参画推進センター	1983年1月20日	6	4	83,440	○	○	○	○	○	○		○		
13	105	文京区	文京区男女平等センター	1986年9月3日	6	5	72,155	○	○	○	○	○					
13	106	台東区	台東区立男女平等推進プラザ	2001年9月26日	6	4	36,573	○	○	○	○	○	○				
13	107	墨田区	すみだ女性センター	1990年7月27日	4	3	36,013	○	○	○	○	○					
13	108	江東区	江東区男女共同参画推進センター	1991年4月1日	29	27	167,699	○	○	○	○	○				人材育成事業(パルカレッジ)、一時保育事業	
13	109	品川区	品川区男女共同参画センター	1988年10月1日	2	2	19,462	○	○	○	○	○					
13	110	目黒区	目黒区男女平等・共同参画センター	1992年7月14日	2	4	10,574	○	○	○	○	○	○				
13	111	大田区	大田区立男女平等推進センター	2000年4月1日	3	16	66,567	○	○	○	○	○					
13	112	世田谷区	世田谷区立男女共同参画センター	1991年2月1日	0	34	25,587	○	○	○	○	○	○		○	研修室の貸出、講座受講者・相談利用者のための一時保育サービス	
13	113	渋谷区	渋谷男女平等・ダイバーシティセンター	1992年1月23日	3	3	13,136	○	○	○	○	○	○		○		
13	114	中野区			0	0	0										
13	115	杉並区	杉並区立男女平等推進センター	1997年9月1日	4	17	25,800	○	○	○	○	○					
13	116	豊島区	豊島区立男女平等推進センター	1992年6月10日	6	14	17,866	○	○	○	○	○	○			パートナーシップ制度、区職員向け男女共同参画研修実施、男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会(区における女性活躍推進に関することについて審議する)	
13	117	北区	東京都北区スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)※設置当初は「婦人センター」	1971年3月1日	6	5	44,641	○	○	○	○	○	○		○	施設内に社会福祉法人が運営する喫茶スペースを設け、交流等を図っている	
13	118	荒川区	荒川区立男女平等推進センター	1996年6月1日	2	1	32,200	○	○	○	○						

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)																			
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業														
					用常勤(雇用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他					
13	119	板橋区	板橋区立男女平等推進センター	1999年10月1日	6	0	21,771	○	○	○	○	○	○	○								
13	120	練馬区	練馬区立男女共同参画センター	1987年4月1日	5	6	104,183	○	○	○	○	○	○	○								フェスティバル事業、区民の企画による講座
13	121	足立区	足立区男女参画プラザ	1988年4月21日	7	1	43,670	○	○	○	○	○	○	○							○	
13	122	葛飾区	葛飾区男女平等推進センター	1989年10月1日	4	5	19,679	○	○	○	○	○	○	○								講座受講者・相談利用者のための一時保育サービス
13	123	江戸川区	江戸川区人権・男女共同参画推進センター	2020年4月1日	17	3	47,463	○	○	○	○	○										
13	201	八王子市	八王子市男女共同参画センター	2003年12月13日	8	8	26,677	○	○	○	○	○	○	○							○	ほっとタイムサービス(学習支援のための子ども一時預かり)
13	202	立川市	立川市女性総合センター	1994年10月16日	3	1	37,430	○	○	○	○	○	○	○							○	男女平等参画推進のための講座を実施する際の保育事業
13	203	武蔵野市	武蔵野市立男女平等推進センター	1998年11月1日	2	6	24,533	○	○	○	○	○									○	
13	204	三鷹市	女性交流室	1992年10月1日	4	3	1,862	○		○	○		○									女性交流室登録団体への施設貸出
13	205	青梅市			0	0	0															
13	206	府中市	府中市男女共同参画センター	1995年2月22日	8	13	51,395	○	○	○	○											
13	207	昭島市	昭島市男女共同参画センター	2020年3月28日	4	1	7,252	○	○	○			○									
13	208	調布市	調布市男女共同参画推進センター	2005年2月1日	5	6	8,534	○	○	○	○		○									
13	209	町田市	町田市男女平等推進センター	1999年12月6日	5	1	11,554	○	○	○	○											
13	210	小金井市			0	0	0															
13	211	小平市	小平市男女共同参画センター	2004年1月29日	0	1	2,510	○	○		○		○									
13	212	日野市	日野市男女平等推進センター	2004年3月8日	8	3	1,487	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
13	213	東村山市			0	0	0															
13	214	国分寺市	国分寺市立男女平等推進センター	1994年11月10日	3	0	4,745	○	○	○	○		○	○							○	
13	215	国立市	くにたち男女平等参画ステーション	2018年5月14日	2	5	15,534	○	○	○	○		○	○							○	
13	218	福生市			0	0	0															
13	219	狛江市			0	0	0															
13	220	東大和市			0	0	0															
13	221	清瀬市	清瀬市男女共同参画センター	1995年10月1日	4	1	6,412	○	○	○	○		○									
13	222	東久留米市	東久留米市男女平等推進センター	1997年10月1日	0	2	9,170	○	○	○	○		○									
13	223	武蔵村山市	武蔵村山市立男女共同参画センター	2006年9月1日	3	14	2,592	○	○	○	○		○	○								

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
13	224	多摩市	多摩市立TAMA女性センター	1999年9月23日	4	3	4,205	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	225	稲城市	稲城市男女平等推進センター	2005年4月1日	0	0	1,432	○	○	○	○						○
13	227	羽村市			0	0	0										
13	228	あきる野市			0	0	0										
13	229	西東京市	西東京市男女平等推進センター	2008年4月1日	4	5	24,155	○	○	○	○			○		○	男女平等参画推進委員会の運営、男女平等参画推進計画の策定及び進行管理
13	303	瑞穂町			0	0	0										
13	305	日の出町			0	0	0										
13	307	檜原村			0	0	0										
13	308	奥多摩町			0	0	0										
13	361	大島町			0	0	0										
13	362	利島村			0	0	0										
13	363	新島村			0	0	0										
13	364	神津島村			0	0	0										
13	381	三宅村			0	0	0										
13	382	御蔵島村			0	0	0										
13	401	八丈町			0	0	0										
13	402	青ヶ島村			0	0	0										
13	421	小笠原村			0	0	0										

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

東京都

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村长数	うち女性町村长数	女性比率(%)	副町村长数	うち女性副町村长数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			16			49	9	18.4	79	10	12.7	13	1	7.7	13	0	0.0	8,629	1,141	13.2
13	101	千代田区				1	0	0.0	2	0	0.0							109	6	5.5
13	102	中央区				1	0	0.0	2	0	0.0							177	9	5.1
13	103	港区				1	0	0.0	2	0	0.0							222	19	8.6
13	104	新宿区				1	0	0.0	2	0	0.0							198	22	11.1
13	105	文京区				1	0	0.0	1	1	100.0							154	11	7.1
13	106	台東区				1	0	0.0	2	0	0.0							197	6	3.0
13	107	墨田区				1	0	0.0	1	1	100.0							170	9	5.3
13	108	江東区				1	1	100.0	2	0	0.0							275	43	15.6
13	109	品川区	1993年4月28日	人権尊重都市品川宣言	2	1	1	100.0	1	0	0.0							201	18	9.0
13	110	目黒区				1	0	0.0	1	0	0.0							82	12	14.6
13	111	大田区				1	0	0.0	2	0	0.0							218	15	6.9
13	112	世田谷区				1	0	0.0	3	0	0.0							192	28	14.6
13	113	渋谷区				1	0	0.0	2	1	50.0							105	14	13.3
13	114	中野区				1	0	0.0	2	0	0.0							107	12	11.2
13	115	杉並区	1997年12月1日	杉並区男女共同参画都市宣言	2	1	1	100.0	1	0	0.0							156	27	17.3
13	116	豊島区	2002年2月15日	豊島区男女共同参画都市宣言	2	1	1	100.0	2	0	0.0							129	14	10.9
13	117	北区				1	1	100.0	2	0	0.0							181	24	13.3
13	118	荒川区				1	0	0.0	2	0	0.0							120	6	5.0
13	119	板橋区				1	0	0.0	1	0	0.0							212	25	11.8
13	120	練馬区				1	0	0.0	2	1	50.0							248	39	15.7
13	121	足立区				1	1	100.0	2	0	0.0							430	50	11.6
13	122	葛飾区				1	0	0.0	2	0	0.0							241	14	5.8
13	123	江戸川区				1	0	0.0	2	1	50.0							275	38	13.8
13	201	八王子市	1999年12月6日	八王子市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0							576	59	10.2
13	202	立川市	1996年10月2日	立川市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							177	30	16.9
13	203	武蔵野市				1	1	100.0	2	0	0.0									
13	204	三鷹市	1988年1月1日	三鷹市女性憲章	4	1	0	0.0	3	0	0.0							101	24	23.8
13	205	青梅市				1	0	0.0	1	0	0.0							163	5	3.1
13	206	府中市	1999年11月3日	府中市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							384	75	19.5
13	207	昭島市	2003年1月1日	昭島市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							96	17	17.7
13	208	調布市				1	0	0.0	2	0	0.0							335	77	23.0
13	209	町田市	2001年2月1日	町田市男女平等参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							311		0.0
13	210	小金井市	1996年12月3日	男女平等都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							72	17	23.6
13	211	小平市	2022年3月22日	男女共同参画宣言都市こだいら	1	1	1	100.0	1	0	0.0							359	95	26.5
13	212	日野市	1998年9月28日	日野市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0							234	29	12.4

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村长数	うち		副町村长数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村长数	女性比率(%)		女性副町村长数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
13	213	東村山市	2023年2月24日	東村山市男女共同参画市民宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0						285	69	24.2	
13	214	国分寺市				1	0	0.0	2	0	0.0						122	27	22.1	
13	215	国立市				1	0	0.0	1	0	0.0						67		7.5	
13	218	福生市				1	0	0.0	1	0	0.0						32	1	3.1	
13	219	狛江市				1	0	0.0	1	0	0.0									
13	220	東大和市	2001年2月18日	東大和市男女共同参画都市宣言	2	1	1	100.0	1	0	0.0						71	12	16.9	
13	221	清瀬市				1	0	0.0	1	0	0.0						153	38	24.8	
13	222	東久留米市	2000年10月1日	東久留米市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0						118	28	23.7	
13	223	武蔵村山市				1	0	0.0	1	0	0.0						55	6	10.9	
13	224	多摩市				1	0	0.0	2	1	50.0					0.0	96	14	14.6	
13	225	稲城市				1	0	0.0	1	0	0.0						37	4	10.8	
13	227	羽村市	1997年11月1日	自分らしく生きよう“はむら”アピール～男女共同参画都市宣言～	2	1	0	0.0	1	1	100.0						39	1	2.6	
13	228	あきる野市				1	0	0.0	1	0	0.0						83	5	6.0	
13	229	西東京市				1	0	0.0	1	0	0.0						135	42	31.1	
13	303	瑞穂町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	3	7.7
13	305	日の出町										1	1	100.0	1	0	0.0	27	0	0.0
13	307	檜原村										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
13	308	奥多摩町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
13	361	大島町										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
13	362	利島村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
13	363	新島村										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
13	364	神津島村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	2	20.0
13	381	三宅村										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
13	382	御蔵島村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
13	401	八丈町										1		0.0	1		0.0	3		0.0
13	402	青ヶ島村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
13	421	小笠原村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査表4-4
市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

東京都

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																			
		問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他														
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)						
	小計			3,401	3,025	56,694	19,040	33.6	1,973	1,782	30,308	9,193	30.3	263	160	1,409	267	18.9	1,605	228	14.2	2,113	291	13.8												
13	101	千代田区	40.0%以上 60.0%以下	2026年3月	85	77	1,224	383	31.3	行政委員会(地方自治法第180条の5)、付属機関(地方自治法第202条の3)、懇談会等(区政に関する区民の意見反映等を目的とし、区規則、要綱等に基づき設置されたもの)	33	31	464	127	27.4	3	2	11	3	27.3	0	0	0.0	46	3	6.5	1		1		1					
13	102	中央区	30.0%以上	2027年度	55	52	1,002	285	28.4	法律又は条例、要綱等により設置されている審査会・審議会	24	23	461	128	27.8	3	2	11	3	27.3	59	4	6.8	60	4	6.7	1		1		1					
13	103	港区	50.0	2027年4月	91	86	1,670	605	36.2	区的全審議会等	40	38	862	299	34.7	3	1	13	1	7.7	67	13	19.4	68	13	19.1	1		1		1					
13	104	新宿区	40.0	2024年3月	92	88	1,687	619	36.7	行政委員会、付属機関、その他の審議会	43	43	744	240	32.3	3	3	13	5	38.5	0	0	0.0	47	2	4.3	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
13	105	文京区	40.0	2027年3月	73	70	1,383	460	33.3	全審議会	30	30	556	168	30.2	3	3	10	5	50.0	51	7	13.7	52	7	13.5	1		1		1					
13	106	台東区	35.0	2025年3月	83	78	1,366	387	28.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会・その他、法律、条例により設置されている審議会等(地方自治法第138条の4、第202条の3参照)・設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等	35	34	658	191	29.0	3	2	12	4	33.3	0	0	0.0	49	5	10.2	1		1		1					
13	107	墨田区	30.0	2024年3月	63	54	1,063	317	29.8	地方自治法第180条の5に基づく委員会及び地方自治法第202条の3(第138条の4)に基づく	54	50	985	313	31.8	3	1	12	1	8.3	48	3	6.3	49	3	6.1	1		1		1					
13	108	江東区	40.0	2026年3月	62	61	1,276	399	31.3	行政委員会及び法律・条例、規則・要綱等により設置されている審議会等	29	29	649	160	24.7	3	2	13	3	23.1	52	9	17.3	53	9	17.0	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
13	109	品川区	40.0	2024年3月	59	53	1,182	414	35.0	法第180条の5、法第202条の3、要綱等で設置	32	28	564	127	22.5	3	2	13	4	30.8	60	6	10.0	61	7	11.5	1		1		1					
13	110	目黒区	50.0	2027年3月	60	59	978	379	38.8	付属機関及び私的諮問機関	35	34	497	186	37.4	3	3	13	5	38.5	30	7	23.3	31	7	22.6	2	2023年3月1日	2	2023年3月1日	1					
13	111	大田区	40.0	2026年3月	85	72	2,658	776	29.2	行政委員会及び地方自治法第180条の5に定めるもの・地方自治法第202条の3別表7に定めるもの・法律、条例により設置されているもの(地方自治法第138条の4、第202条の3参照)・設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等	33	27	749	174	23.2	3	1	13	3	23.1	0	0	0.0	58	10	17.2	1		1		1					
13	112	世田谷区	40.0	2027年3月	85	75	1,528	483	31.6	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、設置要綱などにより設置されている委員会等(外部の委員を主な構成員とする委員会等)	47	43	915	319	34.9	4	3	34	5	14.7	0	0	0.0	53	9	17.0	1		1		1					
13	113	渋谷区	40.0	2026年3月	54	49	1,192	425	35.7	審議会等(地方自治法180条の5、202条の3に基づく)における女性委員の割合	51	46	1,180	417	35.3	3	3	12	8	66.7	0	0	0.0	44	6	13.6	1		1		1					
13	114	中野区									36	30	539	181	33.6	3	2	13	5	38.5	44	4	9.1	45	4	8.9	1		1		1					
13	115	杉並区	40.0	2025年3月	85	69	2,107	767	36.4	地方自治法(第202条の3)に定める審議会その他の審議会等	45	36	732	247	33.7	4	2	24	5	20.8	32	3	9.4	33	4	12.1	1		1		1					
13	116	豊島区	50.0	2027年3月	81	81	1,664	682	41.0	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される付属機関及び区長等が規則、規程、要綱等により設置した会議体で、区の計画等の策定または区行政の総合調整を主な目的とする区の政策形成にかかわるもののうち、区職員のみで構成される審議会または基準日時点で休会中の審議会を除く。	54	54	784	276	35.2	3	3	13	4	30.8	58	18	31.0	59	18	30.5	1		1		1					
13	117	北区	40.0	2024年4月	70	63	1,743	475	27.3	法律や条例、要綱に基づき設置された審議会、委員会等(議会及び行政委員会を除く)	37	34	665	164	24.7	3	2	13	4	30.8	52	8	15.4	53	8	15.1	1		1		1					
13	118	荒川区	30.0	2025年3月	32	25	422	95	22.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会、地方自治法(第180条の5)に基づく審議会	27	23	410	92	22.4	3	2	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1					
13	119	板橋区	40.0	2026年3月	81	74	2,411	792	32.8	付属機関及び要綱等により設置されている各種審議会・協議会・懇談会等 ※休止中のものを除く	33	33	570	182	31.9	4	3	25	3	12.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1					
13	120	練馬区	50.0	2025年3月	62	55	1,003	349	34.8	区の審議会等の女性委員の比率(法令等で資格要件があるものを除く)	33	30	829	228	27.5	4	3	29	5	17.2	0	0	0.0	48	6	12.5	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
13	121	足立区	40.0	2025年3月	57	56	909	313	34.4	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138号の4第3項の既定に基づき、法律又は条例で設置された付属機関。	57	56	909	313	34.4	4	1	23	2	8.7	65	6	9.2	66	7	10.6	1		1		1					
13	122	葛飾区	40.0	2027年3月	50	46	940	282	30.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等 区長の私的諮問機関等	33	32	670	210	31.3	4	2	25	3	12.0	50	7	14.0	51	7	13.7	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づき審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づき委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード													
			問8-1			問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他								
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)				審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数							うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	
13	303	瑞穂町	30.0	2025年3月	71	49	873	221	25.3	町の全関連委員会(令和5年4月1日現在委員の任期があるもの)	44	29	588	142	24.1	5	2	28	3	10.7	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1	
13	305	日の出町									17	15	243	60	24.7	5	2	27	3	11.1	0	0	0.0	35	5	14.3	1		1		1	
13	307	檜原村									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
13	308	奥多摩町	50.0	2025年3月	35	28	301	99	32.9	法律又は政令により設置されている審議会等	13	13	131	37	28.2	4	2	13	2	15.4	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	
13	361	大島町									9	8	102	19	18.6	5	4	28	4	14.3	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
13	362	利島村									5	3	31	7	22.6	5	1	16	2	12.5	5	0	0.0	6	0	0.0	1		1		1	
13	363	新島村									22	14	179	27	15.1	5	3	25	7	28.0	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1	
13	364	神津島村									12	6	100	13	13.0	5	2	27	5	18.5	0	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
13	381	三宅村									11	7	117	11	9.4	5	4	23	7	30.4	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1	
13	382	御蔵島村									4	2	29	2	6.9	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
13	401	八丈町									12	9	153	25	16.3	5	3	27	5	18.5	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1	
13	402	青ヶ島村									2	2	13	2	15.4	4	2	14	4	28.6	9	1	11.1	10	1	10.0	1		1		1	
13	421	小笠原村									5	3	66	7	10.6	5	4	18	5	27.8	22	0	0.0	23	0	0.0	1		1		1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)											
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)														
		武蔵村山市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		多摩市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		稲城市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		羽村市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		あきる野市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		西東京市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		瑞穂町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		日の出町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		檜原村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		奥多摩町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		大島町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		利島村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		新島村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		神津島村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		三宅村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		御蔵島村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		八丈町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		青ヶ島村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	
		小笠原村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																	

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	町	村	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
						問11-3及び4 議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。		1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他		その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
						48		1の合計	57	0	48		8			49	47	4	47	51	44
						12		2の合計	3	38	9		42			5	3	4	3	6	2
						0		3の合計	0	13			7			0	0	0	0	0	0
						2		4の合計	1	6						7	11	10	11	4	12
13	101	千代田区				2		千代田区議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
千代田区議会会議規則							第1章 総則(欠席の届出)第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第7章 委員会(欠席の届出)第61条の2 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。														
13	102	中央区				1		中央区議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
中央区職員旧姓使用取扱要綱							第3条 第5条の規定により旧姓の使用を承認された職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、法令等の規定に抵触しないもので、職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができるものとする。														
中央区議会会議規則							第二条第二項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。														
13	103	港区				1		港区議会	1	2	1		1			1	1	1	1	1	1
港区職員通称使用取扱要綱							(通称を使用できる範囲)第2条 通称を使用することができる文書等の範囲は、別表1のとおりとする。														
港区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例							港区議会の議員報酬等の特例に関する条例 第三条 議員が自己都合その他の事由により、区議会の会議等を連続して欠席した場合における議員報酬は、当該議員の議員報酬から、区議会の会議等を欠席した日から区議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、当該議員の議員報酬に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 欠席期間 減額の割合 六十日を超え百八十日以下であるとき 百分の二十 百八十日を超え三百六十五日以下であるとき 百分の三十三 三百六十五日を超えるとき 百分の五十二 前項の規定は、欠席期間が六十日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降、区議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。 第五条 次に掲げる事由により区議会の会議等を連続して欠席したときは、前二条の規定は、適用しない。 一 公務上の災害 二 疾病 三 産前産後の休業 四 就業制限 五 前各号に掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認めるもの														
13	104	新宿区				1		新宿区議会	1	3	1		2			1	1	1	1	1	4
新宿区職員旧姓使用取扱要綱							第3条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された職員は、法令等の規定に抵触しない文書等で、職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれなく、かつ、対外的に法律関係を生じさせるおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。														
新宿区議会会議規則							第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、16週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。														

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例														
13	105	文京区	1	文京区職員旧姓使用取扱要綱 (13文総職第891号平成13年9月26日区長決定) (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍に記載される氏を変更した後も、当該変更前の氏を引き続き職務において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ① 旧姓 婚姻、離婚、養子縁組及び離縁等により、戸籍に記載される氏の変更された場合における当該変更前の氏をいう。 ② 戸籍上の氏 戸籍に記載されている氏をいう。 (対象職員) 第3条 この要綱は、次の各号に掲げる職員に適用する。 ① 区に勤務する一般職(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職をいう。)の職員 ② 東京都文京区非常勤職員規則(昭和42年規則第12号)第3条の規定により任用された非常勤職員 (使用範囲) 第4条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された職員は、総務部長が別に定める範囲において、旧姓を使用するものとする。 (使用申請) 第5条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用申請書(別記様式第1号)により、区長に申請しなければならない。 (使用承認) 第6条 区長は、前条の申請を受けた場合は、旧姓の使用の可否を旧姓使用承認・不承認通知書(別記様式第2号)により申請者に通知する。 (責務) 第7条 前条の規定により旧姓の使用の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓の使用に際し、区民及び職員等に誤解を与えたり混乱を生じさせることのないよう適正な使用に努めなければならない。 2 区長は、旧姓使用職員台帳(別記様式第3号)を備え、旧姓使用職員に係る旧姓、戸籍上の氏、承認年月日等必要な事項を記載し、職員の旧姓使用の適正な管理及び運用に努めなければならない。 (使用中止) 第8条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(別記様式第4号)により区長に届け出なければならない。 2 前項の規定により旧姓の使用を中止した場合は、区長が認めた場合を除くほか、再び当該旧姓を使用することができない。 (報告及び指導) 第9条 総務部長は、この要綱の運用について必要があると認めるときは、旧姓使用職員の所属長から旧姓の使用について報告を求め、所属長を通じて旧姓使用職員に対して旧姓の使用について指導し、その他適当な措置を講ずることができる。 (承認の取消) 第10条 区長は、旧姓使用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 ① 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。 ② 公務の遂行上混乱が生じたとき、又は生ずるおそれがあると認められるとき。 ③ その他、区長が必要があると認めるとき。 2 区長は、前項の規定により旧姓の使用の承認を取り消した場合は、旧姓使用承認取消通知書(別記様式第5号)により、当該職員に通知する。 (委任) 第11条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、総務部長が別に定める。 付 則 1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。 2 この要綱の施行の前に戸籍上の氏の変更された職員については、この要綱の規定に基づき旧姓の使用を申請することができる。	文京区議会	1	2	1	文京区議会会議規則 第一章 総則(欠席の届出) 第二章 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、災害その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当時の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	文京区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第三条(議員報酬の減額) 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、当該議員報酬から、区議会の会議等を欠席した日から区議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)に応じて、当該議員の報酬に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 議員活動ができない期間 減額の割合 百八十日を超え三百六十五日以下であるとき 百分の二十 三百六十五日を超えるとき 百分の五十 2 前項の規定は、議員活動ができない期間が百八十日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降、区議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。	1	1	1	1	1	1							
13	106	台東区	1	台東区職員旧姓使用取扱要綱 第3条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された職員は、法令等に抵触しない文書等で、職務遂行上または事務処理上誤解や混乱を招く恐れのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	台東区議会	1	2	1	東京都台東区議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例 第2条の2 議長等及び議員が連続して1年を超えて本会議及び委員会を欠席したときは、議員報酬を減額して支給する。	1	1	1	1	1	1							

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	村 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
13	107	墨田区	1	墨田区職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏(以下「戸籍姓」という。)を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	墨田区議会	1	2	1	墨田区議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、疾病、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	1	4	4	4	1				
13	108	江東区	1	江東区職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めること(以下「改姓」という。))による職務上の不利益、負担等を軽減するため、旧姓の使用に関する基準及び手続を定めるものとする。	江東区議会	1	2	1	江東区議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
13	109	品川区	2		品川区議会	1	2	1	品川区議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
13	110	目黒区	2		目黒区議会	1	4	2		3	減額の適用除外規定あり	4	4	2	4	2	1		
13	111	大田区	1	大田区職員旧姓使用取扱要綱第3条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された職員(以下「旧姓使用職員」という。))は、旧姓を使用することにより法令等の規定に抵触することがない文書等で、公務の遂行上又は事務処理上誤解や混乱が生じるおそれがないものにおいて旧姓を使用することができる。	大田区議会	1	4	2		2		4	4	4	4	1	1		
13	112	世田谷区	1	世田谷区職員旧姓使用取扱要綱 第3条第1項 職員は、区長の承認を受けて、法令等に基づき身分関係を規定している文書、公権力の行使に関する文書及び公務の遂行上混乱が生じるおそれがある場合を除き旧姓を使用することができる。	世田谷区議会	1	2	1	世田谷区議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	113	渋谷区	1	渋谷区職員旧姓使用取扱要綱 第3条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された職員(以下「旧姓使用職員」という。))は、法令等の規定に抵触しない文書等で、職務遂行上または事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができるものとし、その使用範囲は、人事担当部長が別に定める。	渋谷区議会	1	2	1	渋谷区議会会議規則 第1章会議 第1節総則 (欠席の届出) 第2条2 出産のため出席できない時は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
13	114	中野区	1	中野区職員通称使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により姓を改める者又は通称を日常的に使用する者の不利益、負担等を軽減するため、通称の使用に関する基準及び手続を定めるものとする。 (使用範囲) 第3条 この要綱の規定により通称の使用を承認された職員は、通称を使用して押印その他日常業務を行うものとする。	中野区議会	1	3	1	中野区議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、16週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	4		
13	115	杉並区	1	杉並区職員旧姓使用取扱要綱 (使用申請) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、庶務システム(電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下同じ)に所要事項を入力することにより区長に申請しなければならない。ただし、これにより難い場合は、旧姓使用申請書(第1号様式)により、申請することができる。 2 前項の申請は、杉並区職員服務規程(昭和50年杉並区訓令第9号)第3条第2項の履歴事項異動の届又は杉並区非常勤職員取扱要領(昭和60年3月7日杉並職発第847号)第3の履歴事項異動届(以下「履歴事項異動届等」という。))の提出時に行なうよう努めるものとする。 (使用承認) 第5条 区長は、前条第1項の申請を受けた場合において、承認することが適当と認めるときは、旧姓使用承認書(第2号様式)により申請者に通知する。	杉並区議会	1	2	1	杉並区議会会議規則 第11条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																					
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)														
コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例						配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
13	116	豊島区	1	豊島区職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻その他の理由による姓を改める者の負担を軽減するため、旧姓の使用に関する基準及び手続きを定めるものとする。	豊島区議会	1	3	1	豊島区議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2							1	1	1	1	1	1	
13	117	北区	1	職員の服務規程 第三条の二 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、区長が別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。 2 前項の申出を受けた場合、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用又は旧姓使用の中止を通知する。 3 旧姓使用の通知を受理した職員は、通知された使用開始年月日から旧姓使用を行うこととし、旧姓使用中止の通知を受理した職員は、通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。 4 職員は、旧姓使用を行うに当たって、区民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。	北区議会	1	2	1	東京都北区議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2							1	1	1	1	1	1	
13	118	荒川区	2		荒川区議会	1	2	1	荒川区議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		3						1	1	1	1	1	1		
13	119	板橋区	2		板橋区議会	1	2	1	東京都板橋区議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1		
13	120	練馬区	1	練馬区職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻その他の事由により戸籍の氏を改めた後も、職務を円滑に遂行するために、引き続き従前の戸籍上の氏を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	練馬区議会	1	2	1	練馬区議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1							1	1	1	1	1	1	1
13	121	足立区	1	足立区職員服務規程 第3条の2 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、速やかに申し出なければならない。	足立区議会	1	2	1	足立区議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎出産の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の予定日(議員が産出したときは当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		2						1	1	1	1	1	1	1	
13	122	葛飾区	2		葛飾区議会	1	2	1	葛飾区議会会議規則 第2条第2項、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、問12-3で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
13	123	江戸川区	1	江戸川区議会	1	2	1	江戸川区議会会議規則 第二条第二項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1 1 1 1 1 1
13	201	八王子市	2	八王子市議会	1	2	1	八王子市議会会議規則 (欠席の届出)第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2							1 1 1 1 1 1
13	202	立川市	1	立川市議会	1	2	1	立川市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席する旨の届出を提出することができる。	3	具体例:産前産後の期間も合わせて、議会活動をしていない期間が120日を超えると報酬が減額になる。						1 1 1 1 1 1
13	203	武蔵野市	1	武蔵野市議会	2			武蔵野市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、離婚、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することを認めることにより、本市行政の継続性及び安定性を確保するとともに、職場における男女平等の実現を図ることを目的とする。								2 2 2 2 2 2

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例								配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
13	204	三鷹市	1	三鷹市職員旧姓使用取扱要項 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するとともに、職場における男女平等の実現を図るため、三鷹市職員(以下「職員」という。)が氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の届出) 第2条 氏を改めた職員(新規に採用された職員を含む。)で旧姓を使用しようとするものは、旧姓使用届(様式第1号)により、原則として三鷹市役所庶務規程(昭和27年三鷹市訓令第9号)第7条第2項の規定に基づく改姓の届出(新規に採用された職員は、同条第1項の規定に基づく氏名の届出)とともに、市長に届け出るものとする。 2 前項の届出を受理した場合は、市長は、旧姓を使用することを認めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、職員として氏名を用いる場合とする。 (1) 法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) 市氏、他の市町村、関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合。ただし、専ら職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じるおそれがないときは、この限りでない。 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓使用に当たっては、常に適正な使用に努めなければならない。 2 市長は、旧姓使用職員台帳(様式第2号)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運用管理に努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員で旧姓使用を中止しようとするものは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、市長に届け出るものとする。 (通知) 第6条 市長は、第2条第1項に規定する旧姓使用届を受理した場合及び前条に規定する旧姓使用中止届を受理した場合は、速やかに当該職員及びその所属長に通知するものとする。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成9年12月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行前に婚姻その他の事由により氏を改めた職員は、平成10年5月31日までに第2条第1項の規定に準じて届出をすることにより、旧姓を使用することができるものとする。 様式 略	三鷹市議会	1	2	1	三鷹市議会会議規則 (欠席、遅参又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、遅参するとき、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により当日の開議時刻までに届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席、遅参又は早退の届出) 第83条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、遅参するとき、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により当日の開議時刻までに届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1	三鷹市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額は、当該議員が受けるべき議員報酬の額から、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。))に応じて、当該議員の議員報酬に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 欠席期間(減額の割合) 90日を超え180日以下であるとき(100分の20) 180日を超え365日以下であるとき(100分の30) 365日を超えるとき(100分の50) 2 前項の表を適用する場合において、月の途中で欠席期間の区分が変わる場合は、高い方の減額の割合を適用する。 3 前2項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から市議会の会議等に出席した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)まで適用する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(次項においてこれらの日を「基準日」という。)のそれぞれの前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、当該議員の期末手当から、欠席期間に応じて、当該議員の期末手当に前条第1項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、高い方の減額の割合を適用する。 (適用除外) 第5条 次の各号のいずれかに掲げる事由により市議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項本文に規定する期間に限る。) (3) その他市議会の会議等を長期間欠席することがやむを得ないと三鷹市議会議長(以下「議長」という。)が認めるもの	1	1	1	1	1	1						
13	205	青梅市	2		青梅市議会	1	3	1	青梅市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、16週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1							
13	206	府中市	1	府中市職務権限規程 別表第2(第20条)個別権限事項表 職員課人事係 「50 職員の旧姓の使用を承認すること。」 ※他に「府中市職員の旧姓の使用に関する要綱」	府中市議会	1	2	1	府中市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(平4議会告示1・平27議会告示3・令3議会告示1の一部改正) (欠席の届出) 第59条の2 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。(平27議会告示3・追加、令3議会告示1の一部改正)	2	1	1	1	1	1	1							

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
13	207	昭島市	1	昭島市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、昭島市職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする	昭島市議会	1	2	1	昭島市議会会議規則 条文:(欠席の届出)第2条第2項及び第80条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
13	208	調布市	1	調布市職員旧姓等使用取扱要領 第1 趣旨 この要領は、職員が婚姻その他の理由により氏を改めた後も引き続き旧姓を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2 定義 この要領において「旧姓等使用」とは、職員が、市の事務執行上次に規定する範囲内で、婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)により氏を改めた後も引き続き当該婚姻等前の氏(当該婚姻等以前に既に第5による承認を受けて使用していた氏を含む。)を称すること及び離婚、養子縁組その他の理由(以下「離婚等」という。)により当該婚姻等前の氏に復した後も引き続き当該離婚等の際に称していた氏を称することを行い、ペンネーム、ニックネーム等の通称を使用することは含まないものとする。 第3 旧姓等使用の範囲 職員は、法令に違反しない範囲内で、職務遂行上又は業務上誤解や混乱を生じざるおそれのない、専ら職員間で職務上使用する次の各号に掲げる文書等において、旧姓等使用をすることができる。 (1) 出退勤システムを使用して行う各種届出、申請、伺い、命令、報告等 (2) 調布市職員等の旅費に関する条例施行規則(平成20年調布市規則第42号)第6条に規定する出張復命書 (3) 調布市議案決裁規程(昭和54年調布市訓令第3号)別表第1の規定による出張復命書 (4) 調布市職員服務規程(昭和38年調布市訓令第19号)第13条に規定する事務引継書 (5) 調布市文書管理規程(昭和55年調布市訓令第1号)第22条に規定する起案文書 (6) 職員配置表 (7) 異動配置表 (8) 職員共済会会員名簿 (9) 調布市職員名札着用規程(平成10年調布市訓令第12号)第3条に規定する名札 (10) 名刺 (11) 前各号に掲げるもののほか、各所属課における文書のうち、所属長が旧姓等使用をすることについて支障がないと認められたもの 第4 申請 1 旧姓等使用をしようとする職員は、旧姓等使用承認申請書(第1号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、原則として調布市職員服務規程第3条第2項に規定する履歴記載事項変更届の届出と同時にしなければならない。 第5 承認 市長は、第4第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、旧姓等使用を承認するときには、旧姓等使用承認通知書(第2号様式)を当該申請をした職員に、旧姓等使用承認報告書(第3号様式)を当該職員の所属長に通知するものとする。 第6 中止 1 旧姓等使用の承認を受けた者が旧姓等使用を中止しようとするときは、旧姓等使用中止届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は前項の規定による届出があつたときは、旧姓等使用中止通知書(第5号様式)により、当該届出をした職員の所属長に通知するものとする。 第7 職員の責務 職員は、旧姓等使用における氏名の表示及び呼称に当たっては、誤解を生ずることのないよう努めなければならない。 第8 台帳の整理 総務部人事課長は、旧姓等使用者台帳(第6号様式)を整備し、旧姓等使用の適切な運用管理に努めなければならない。 第9 委任 この要領に定めるもののほか、旧姓等使用の取扱いに関し執拗な事項は、総務部長が別に定める。	調布市議会	1	4	2	3	調布市議会議員の議員報酬等の減額に関する条例で旧姓等使用は適用除外としている							1	1	1	1	1	1
13	209	町田市	1	町田市職員旧姓使用取扱要領 第2 旧姓使用の範囲 1 旧姓使用をできる文書等は、法令等に抵触するおそれのない専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのないものとする。 2 公権力の行使又は職員等の身分に関する文書その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。	町田市議会	1	3	1	町田市議会会議規則 町田市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、その出産の前後を通じ16週間(多胎妊娠の場合にあつては、24週間)の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
13	210	小金井市	1	小金井市職員旧姓使用取扱要領 全文(第1条から第7条まで)	小金井市議会	1	3	1	小金井市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前からその出産の前後を通じて16週間(多胎妊娠の場合にあつては、22週間)以内の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7						
コ ー ド	コ ー ド	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
13	211	小平市	1	小平市職員服務規程 (旧姓の使用) 第4条の2 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下この項において「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、別に定めるところにより、婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下この条において「旧姓使用」という。)を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、速やかに総務部職員課に申し出なければならない。 2 前項の規定による申出を受けた場合、総務部職員課長は、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用又は旧姓使用の中止を通知する。 3 前項の規定による旧姓使用の通知を受けた職員は通知された使用開始年月日から旧姓使用を行うこととし、同項の規定による旧姓使用中止の通知を受けた職員は通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。 4 職員は、旧姓使用を行うに当たって、市民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。	小平市議会	1	4	2			2	4	4	4	2	4
13	212	日野市	2		日野市議会	1	2	1	日野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1
13	213	東村山市	1	東村山市議員の旧姓使用の取扱いに関する規程 第1条 この規程は、東村山市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、個性と能力を一層発揮でき、快適に働くことができるよう引き続き従前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。	東村山市議会	1	3	1	東村山市議会会議規則 第1章 会議 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあつては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第4条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあつては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1
13	214	国分寺市	1	国分寺市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻その他の理由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するとともに、職場における男女平等の実現を図るため、国分寺市職員(以下「職員」という。)が氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の届出) 第2条 氏を改めた職員(新規に採用された職員を含む。)で旧姓を使用しようとするものは、旧姓使用届(様式第1号)により、原則として国分寺市職員服務規程(昭和40年規程第3号)第11条(履歴事項変更)第2号の規定に基づく改姓の届出とともに、市長に届け出るものとする。 2 市長は、前項の届出を受けたときは、旧姓を使用することを認めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、職員として氏名を用いる場合とする。 (1) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) 市民、他の市区町村、関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合。ただし、専ら職務上の氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じるおそれがないときは、この限りでない。	国分寺市議会	1	2	1	国分寺市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1
13	215	国立市	1	国立市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓の使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、職員として氏名を用いる場合とする。 (1) 法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) 市民、他の行政機関その他関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合。ただし、専ら職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じるおそれがないと市長が認めるときは、この限りでない。	東京都国立市議会	1	3	1	国立市議会会議規則(抄) (欠席等の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 3 前項の規定による届出をした議員は、出産における母性および乳児の健康の保持および増進その他の事情のため当該届出をした期間の前または後に出席できないときは、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		2	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7														
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)															
コ ロ ニ ヤ ド	コ ロ ニ ヤ ド	コ ロ ニ ヤ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例						配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
13	218	福生市	1	福生市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の届出) 第2条 氏を改めた職員(新規に採用された職員を含む。)で旧姓を使用する者は、旧姓使用届(別記様式第1号)により、市長に届け出るものとする。 2 前項の届出を受理した場合、市長は、旧姓を使用することを認めるものとする。	福生市議会	1	2	1	福生市議会会議規則 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ※委員会も同内容	2						1	1	1	1	1	1	1			
13	219	狛江市	1	狛江市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の届出) 第2条 氏を改めた職員(新規に採用された職員を含む。)で旧姓を使用しようとする者は、旧姓使用届(様式第1号)により、狛江市職員服務規程(平成7年規程第2号)第5条第1項第1号の規定に基づく氏名の変更届(新規に採用された職員は、第4条第1項の規定に基づく書類)とともに、市長に届け出るものとする。 2 前項の届出を受理した場合は、市長は、旧姓を使用することを認めるものとする。	狛江市議会	1	2	1	狛江市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1							2	2	2	2	1	1			
13	220	東大和市	1	東大和市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、旧姓使用承認通知書により当該職員及び当該職員の所属長に通知するものとする。	東大和市議会	1	3	1	・東大和市議会議員全員協議会規程第8条2 東大和市議会広報委員会設置規程第8条2 ・東大和市議会議員全員協議会規程第8条2 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後9週間(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 ・東大和市議会広報委員会設置規程第8条2 委員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後9週間(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2															
13	221	清瀬市	1	清瀬市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により戸籍上の氏を改めることによる清瀬市職員(以下「職員」という。)の不都合等を軽減し、職場における男女平等に配慮しつつ、職員における業務の継続性及び安定性を確保するため、職員が氏を改めた後も引き続き前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。	清瀬市議会	1	2	1	清瀬市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	1		
13	222	東久留米市	1	東久留米市職員旧姓使用取扱要綱 第1 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	東久留米市議会	1	3	1	東久留米市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは①、その理由を付け②当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない③。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	1		
13	223	武蔵村山市	1	武蔵村山市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により戸籍上の氏を改めることによる職員の不利益及び不都合を軽減し、業務の継続性及び安定性を確保するため、職員が氏を改めた後も引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	武蔵村山市議会	1	2	1	武蔵村山市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	1		
13	224	多摩市	1	多摩市職員服務規程 (旧姓等の使用) 第6条 職員は、別に定めるところにより、婚姻等によって氏を改めた後も引き続き旧姓を使用すること及び事実上の婚姻関係のある場合において、相手側の氏を使用することができる。	多摩市議会	1	2	1	多摩市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第81条 2 委員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7												
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
13	225	稲城市	1	稲城市議会	1	2	1	稲城市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 2 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
13	227	羽村市	2	羽村市議会	1	3	1	羽村市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができない場合には、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前日から出産予定日後10週間を経過する日までの間で、16週間(多胎妊娠の場合にあっては、24週間)を超えない範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。ただし、出産が産予定日後となった場合で、妊娠中8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)を超えて休業することがやむを得ないときは、16週間(多胎妊娠の場合にあっては、24週間)にその超えた日数に相当する日数を加えた期間を明らかにして、議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
13	228	あきる野市	あきる野市職員の旧姓使用に関する基準 (趣旨) 第1条 この基準は、あきる野市職員服務規程(平成7年あきる野市訓令第14号、以下「服務規程」という。)第4条の2の規定に基づき、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員(臨時的に任用された職員を除く。))が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き改める前の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。))について、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓使用をすることができる文書等は、別表第1に掲げるとおりとする。 2 旧姓使用をすることができない文書等は、別表第2に掲げるとおりとする。 (旧姓使用の申し出等) 第3条 服務規程第4条の2第1項の規定による旧姓使用を希望する場合の申し出は、あきる野市旧姓使用申出書(様式第1号)によるものとする。 2 服務規程第4条の2第2項の規定による旧姓使用の承諾は、あきる野市旧姓使用承諾通知書(様式第2号)により行うものとする。 3 服務規程第4条の2第1項の規定による旧姓使用を中止することを希望する場合の申し出は、あきる野市旧姓使用中止申出書(様式第3号)によるものとする。 4 服務規程第4条の2第2項の規定による旧姓使用中止の承諾は、あきる野市旧姓使用中止承諾通知書(様式第4号)によるものとする。 5 第1項又は第3項の申し出は、服務規程第4条に規定する履歴事項等追加変更届による届出と併せて行わなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。 (職員の責務) 第4条 旧姓使用をする職員は、別表第2に掲げるものを除き、統一して旧姓使用をしなければならない。 (適切な運用) 第5条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 総務部職員課長は、あきる野市旧姓使用職員台帳(様式第5号)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運営管理に努めなければならない。	あきる野市議会	1	3	1	あきる野市会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産予定日後10週間を経過する日までの間で、16週間(多胎妊娠の場合にあっては、24週間)を超えない範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。ただし、出産が当該出産予定日後となった場合で、当該期間経過後も出席できないときは、妊娠中に8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)を超えた日数に相当する期間を明らかにして、議長に欠席届を提出することができる。	3	報酬減額の適用除外の規定がある。	1	1	1	1	1	1
13	229	西東京市	西東京市旧姓使用取扱要綱 第1 趣旨 この要綱は、職員の男女平等に関する理解促進と円滑に職務を遂行できる職場環境の整備を図るため、一般職の職員(参事、副参事及び臨時的任用の職員を除く。以下これを「職員」という。)が旧姓使用(婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏を使用することをいう。以下同じ。)をすることに關し、必要な事項を定めるものとする。	西東京市議会	1	2	1	西東京市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	
13	303	瑞穂町	瑞穂町職員の旧姓使用に関する基準 瑞穂町職員の旧姓使用に関する基準のため、全文が該当部分になります。	瑞穂町議会	1	2	1	瑞穂町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	3	減額しない規定有	1	1	1	1	1	1
13	305	日の出町	日の出町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、日の出町職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員(臨時的に任用された職員を除く。))以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。	日の出町議会	1	2	1	日の出町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	日の出町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の理由により、町議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額は、第1条の規定により当該議員が受けるべき議員報酬の額から、当該額に次の表の左欄に掲げる欠席期間(町議会の会議等を欠席した日から町議会の会議等に出席した日の前日までの期間をいう。以下同じ。))に応じてそれぞれ同表の右欄に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 (適用除外) 第5条 次に掲げる理由により町議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定は、適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 出産、個人の責めに帰することができない事故その他議員が町議会の会議等を長期間欠席することがやむを得ないと日の出町議会議長(以下「議長」という。)が認めるもの	1	1	1	1	1	2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
13	307	榑原村	1	榑原村議会	1	4	2		2			1	4	4	4	4	4
<p>榑原村職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>○榑原村職員旧姓使用取扱要綱 平成17年5月1日 要綱第2号 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、榑原村職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。ただし、榑原村職員定数条例第1条の職員をいう。</p> <p>(旧姓使用の承認申請)</p> <p>第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)によりあらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、所属長を経由して任命権者に提出するものとする。 (承認)</p> <p>第3条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 2 任命権者は、前項の承認通知に併せて、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。 (旧姓使用の中止)</p> <p>第4条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等)</p> <p>第5条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表第2に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に係るもの (2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの (職員及び所属長の責務)</p> <p>第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたっては、村民に対して、又は職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。 附 則(平成24年要綱第3号) この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 別表第1(第5条関係) (旧姓を使用することができる文書等)</p> <p>分類 旧姓使用できる事項 文書 決定文書及び供覧文書等に係る押印、施行文書の担当者名 人事 任用 発令通知書(昇給・昇格を除く。)、人事考課制度、職務記録書、昇任選考等(受験申込み等) 服務 ネームプレート(名札、名刺等)、出勤簿、事務引継書、届出事項通知書、懲戒・分限処分関係文書 表彰 職員表彰、永年勤続者感謝、退職者感謝、職員提案 勤務条件 休暇・職免等処理簿等、職員団体関係文書 研修 研修命令、研修記録等研修関係文書 福利厚生 職員健康診断関係文書等 その他 職員名簿、原稿執筆、電子メール、職場での呼称、組織人事一覧、電話番号表 別表第2(第5条関係) (旧姓を使用することができない文書) ① 法令等により、戸籍上の氏名を使用する必要があるもの ア 税金関係文書 源泉徴収、各所得税控除申告書等 イ 給与関係文書 給与明細書、超過勤務命令簿、出張命令書、扶養親族等に関する届、給与減額免除申請書、諸手当届及び給与関係の文書 ウ 職員共済組合関係文書 組合員証、被扶養者申告書、各種給付金請求書、各種福祉事業申込書等 エ 福利厚生事業関係文書 保険事業、融資事業、給付事業 オ 社会保険関係文書 厚生年金、健康保険及び雇用保険等 ② 対外的に法的効果を伴う行為に用いるもの ア 契約関係文書 イ 納入通知書、領収書 ウ 不服申立関係、行政事件訴訟関係文書 エ 許認可、確認、立入検査、賦課徴収等の法令等に基づく行政処分に係る文書等 ③ その他 ア 身分証明書(法令に基づく、立入調査証、吏員証等) イ 宣誓書、履歴書、退職届</p>																	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
13	308	奥多摩町	1	奥多摩町議会	1	2	2		2			4	4	4	4	4	4
13	361	大島町	1	大島町議会	1	2	1	大島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
13	362	利島村	4	利島村議会													
13	363	新島村	1	新島村議会	2							2	2	2	2	2	4
13	364	神津島村	1	神津島村議会	1	3	2		2			2	4	4	4	2	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
コ ー ド	コ ー ド	コ ー ド	議 会 名	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	配 偶 者 の 出 産	育 児	家 族 の 看 護	家 族 の 介 護	疾 病	そ の 他	
13	381	三宅村	三宅村議員の旧姓使用の取扱いに関する規程 (目的) 第1条 この規程は、三宅村職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに 関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (職員の範囲) 第2条 旧姓を使用できる職員の範囲は、村長、議会、教育委員会の所管に属する 常時勤務する者とする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用できる文書等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 組織内部で使用されるもの ア 起案文書 イ 職務に係る文書 ウ 給与に係る届 (2) 対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じさせないもの ア 職員の呼称 イ 名札 ウ 名刺 エ 職員名簿 オ 座席表 (3) その他特に支障がないと任命権者が認めたもの (旧姓使用の申出) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、婚姻等の事実が発生後速やかに旧 姓使用申出書(様式第1号)により、所属長を経て任命権者に申し出なければならない。 2. 任命権者は、前項の規定による申出を承認したときは、旧姓使用に関する承認通 知書(様式第2号)により、所属長を通じて当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用の承認を受けた職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓 使用中止申出書(様式第3号)により、所属長を経て任命権者に申し出なければならない。 2. 任命権者は、前項の規定による申出を承認したときは、旧姓使用中止通知書(様 式第4号)により、所属長を通じて当該職員に通知するものとする。 3. 職員は、特段の理由なく旧姓使用の申出と旧姓使用の中止申出を繰り返してはな らならない。 (職員の責務) 第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用にあたっては、常に村民及び他の職員 に誤解、混乱等が生じないように努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、村民及び組織内部に混乱を生じさせないため、第3条各 号に掲げる旧姓を使用できる文書等については統一して旧姓を使用しなければならない。 3. 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるように努めなけ ればならない。 (旧姓使用者台帳) 第7条 任命権者は、旧姓使用者台帳(様式第5号)を整備するとともに、旧姓使用の 適正な運営管理に努めなければならない。 (委任) 第8条 この規程に定めるもののほか旧姓の使用に関し必要な事項は、任命権者が 別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この規程は、平成28年5月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規程の施行日前において、婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員について は、第4条第1項中「婚姻等の事実が発生後」とあるのは「この規程の施行の日後」と して同項の規定を適用する。 様式第1号(第4条関係)	三宅村議会	1	2	1	三宅村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま でに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経 過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届 を提出することができる。	2				4	4	4	4	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7					
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産 育児 家族の 看護 家族の 介護 疾病 その他									
13	382	御蔵島村	4	御蔵島村議会	2							4	4	4	4	2	4
13	401	八丈町	2	八丈町議会	1	2	2		2			1	1	1	1	1	4
13	402	青ヶ島村	1	青ヶ島村議会	4							4	4	4	4	4	4
13	421	小笠原村	2	小笠原村議会	1	4	2		2			4	4	4	4	4	4

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 市 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査															地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
道 区	府 町	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係(規定)がある倫理防規禁止	2. 議員向け研修を実施している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定はない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
		1	0	12						14	6	4	7			18		
		4	18	9	7	1	4			9	7	7	40			41		
		0	0	40						38	10	50	2			1		
		56	43										12					
13	101	千代田区	2	2	2					2	3	3	2			2		
13	102	中央区	4	4	3					3		3	2		1	中央区地域防災計画 復旧・復興期には、女性センター「ブーケ21」が女性のさまざまな相談に応じていく。【第2部 第6編 第4 1(3)】(※)女性センターは令和5年4月1日に男女平等センターへ名称変更済み		
13	103	港区	2	2	3					1	1	1	2		1	地域防災計画 区民避難所(地域防災拠点)となっている港区男女平等参画センターに男女平等参画に関する内容や女性の問題等に対応する相談窓口を設置します。		
13	104	新宿区	4	4	1	1				3		3	2		2	新宿区議会議員政治倫理条例 第8条 議員は、その地位を利用して、嫌がらせをし、強制し、又は圧力を掛ける行為をしてはならない。 2 議員は、セクシュアル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動をいう。)に当たる行為が他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。		
13	105	文京区	4	2	1		2			3		1	1		1	文京区議会先例 【15】その他 2 議員の氏名は、届出により、本名に代えて通称名を使用することができることを例とする。	文京区地域防災計画 第2編 震災対策 第8章 避難計画 第2部 震災応急・復旧対策計画 第2部 避難所の開設・運営等 第2 活動内容 2 避難所の開設 (3)震度5弱以上共通 避難所に当てる施設については、区立の小・中学校を基本に、幼児等の二次的な避難所として、区立の幼稚園、児童館等を活用する。また、女性・子ども二次的な避難所等として、男女平等センターを活用する。	
13	106	台東区	4	2	2					2	2	2	2		2	2	墨田区議会議員の政治倫理に関する条例 (政治倫理規程) 第5条 議員は、次に掲げる政治倫理規程を遵守しなければならない。 (4)その権限又は地位を利用して嫌がらせをし、強制し、強要し、若しくは圧力をかける行為をしないこと、又は他人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。	
13	107	墨田区	4	4	1	1				3		3	1		1	第20期墨田区議会申合せ 第16 その他 2 議会内の議員名について (1)原則として戸籍名とする。 ただし、通称名等を使用する希望のある議員は、あらかじめ議長にその旨を届け出なければならない。	墨田区地域防災計画(令和4年度修正)別冊資料 ①人権問題等の相談に関すること。 ②女性のための相談に関すること。 ③人権施策、男女共同参画の普及・啓発に関すること。 ④区立保育園・認定こども園への援助活動に関すること。	
13	108	江東区	4	4	3					2	3	3	2		2	2		
13	109	品川区	4	4	3					3		3	2		1	品川区地域防災計画 総-21、風水害-3-10-2 滞り支援部 1 部所属施設の管理保全および利用者の安全・被災状況の把握に関すること。 2 帰宅困難者の収容および支援(物資含む)に関すること。 3 被災状況の把握および報告に関すること。 4 帰宅困難者受入れ施設開設および管理運営に関すること。		
13	110	目黒区	4	4	3					2	2	3	2		2	2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(規定)がある倫理防規正 2. 議員向け研修を 3. 議員向け研修を 4. その他	3 その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
13	111	大田区	4	4	3					1	3	3	2		1	大田区地域防災計画 女性が避難所での共同生活を行うにあたっては、一定のプライバシーを保護するための配慮が必要であり、着替え、授乳、トイレ等のためのプライベートスペースの確保や部屋割り、男女別のトイレ設置等を検討することが大切である。区は避難所にプライベートスペースを確保し、生理用品や乳児向け用品(哺乳瓶、粉ミルク、オムツ等)の備蓄を進めている。また、発災後、できるだけ早期に女性の様々なニーズをくみ取り、集約するため、女性の相談体制を整え、さらに避難が長期化する場合には、避難所では出しにくい女性の声を受け止める女性の意見交換の場として、エネオおた等を活用していく。
13	112	世田谷区	4	2	1	1				1	3	3	1		1	世田谷区地域防災計画(令和3年修正) 区は、男女共同参画センターにおいて、女性のための相談窓口を開設し、男女共同参画の視点からの相談支援、女性に対する暴力等の予防啓発、相談窓口情報の提供、団体・専門家等の連携調整、女性の就業・起業等の支援などの実施を検討する。
13	113	渋谷区	4	4	3					3		3	2		2	
13	114	中野区	4	4	3					3		3	2		2	
13	115	杉並区	2	2	3					3		3	2		1	杉並区地域防災計画(令和3年修正) ・区民活動団体等と協働したネットワークの構築 ・男女平等センターのネットワークを活用するなどし、女性団体と連携も検討する。 ・防災訓練及び研修の充実 ・災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点から防災・復興ガイドライン～を踏まえ、男女平等部門や子ども家庭部門の協力を得て、同ガイドラインを活用した研修を実施する。
13	116	豊島区	4	2	2					3		3	2		1	会議規則における欠席事由(出産・育児・産前産後の期間等)の整備 組織図の本部員に「男女平等推進センター所長」と明記した。

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
コ	コ	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を認めていますか。									1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
ド	名															
13	117	北区	4	2	3				1	3	2	1	東京都市議会先例集 第1章 総則 第1節 議員 1 議員の氏名に関する取り扱い 議員の氏名は、地自法123条の会議録の署名に関する規定から、原則として当該議員の戸籍上の氏名を用いる。 ただし、別に定める場合を除き、届け出により本名に代わるものとして広く通用している通称(公選法に基づく立候補の届け出に際して選挙長の認定を受けたもの)を使用することができ、その使用例は多い。 なお、通称名を使用する際は、一般選挙後、通称名使用申請書(書式P202)を区議会事務局長に提出する。	『議員応接室使用に関する申し合わせ』により、育児中の議員に限り例外的に応接室を拝見等を目的として使用することが可能としている。 『控室使用に関する申し合わせ』により、事務員やベビーシッター等の控室使用が可能となっている。	1 東京都市議会先例集 ①P181「多様性社会推進課 女性被災者に係る相談に関すること」 ②P305「区は、避難所の管理運営に携わる「女性リーダー」を育成するなど、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、妊産婦世帯用のスペースの設置、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。」 ※「東京都市議会先例集」には「女性の視点を尊重する」旨の記載あり。担当部局の具体的な役割等の記載はない。	
13	118	荒川区	4	4	3				3		2			2		
13	119	板橋区	4	2	1	1			1	1	2			2		
13	120	練馬区	4	2	3				3		3	2		1		練馬区地域防災計画 ・平常時における男女共同参画センターの役割 ・災害時における男女共同参画センターの役割
13	121	足立区	2	2	1				1	3	3	2		2		
13	122	葛飾区	4	2	3				3		3	2		1		葛飾区地域防災計画(令和3年度修正) 第2編 災害編 P.123、141、142、280 ・男女平等推進センターに災害ボランティアセンターを設置する ・男女平等推進センター内に被災者の悩みごと・法律関係の相談窓口を設置する
13	123	江戸川区	4	4	3				2	3	2	2		1		江戸川区地域防災計画(令和3年度修正) 【本冊】P81 各部の所掌事務 総務部の内容に「男女共同参画に係る調整を行うこと。」と記載
13	201	八王子市	4	2	2				1	2	2	2		2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該部分の規定を記入してください。
コ ロ シ ド	村 町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 ら 規 ス が 定 メ ン ト 有 る 倫 理 防 規 止	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
13	202	立川市	4	4	3				3		2	1	立川市地域防災計画 第2部第2章第2節 減災目標と対策 減災目標 3 帰宅困難者の安全確保 (1)①一斉徒歩帰宅者の発生と備蓄 一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、食料等の提供を行う。その際は、女性総合センター、子ども未来センター及び東京都多摩広域防災倉庫の備蓄品(食料、毛布等)を活用する。 第3部第1章第3節 災害対策本部の組織と職員態勢 立川市災害対策本部事務分掌 政策班 男女平等参画課 1 帰宅困難者対策 2 女性の災害相談 第4部第4章第4節 指定避難所の開設・運営 河川の洪水氾濫や土砂災害等の危険があり、避難勧告等を発令する場合は、避難所を開設のうえ住民に周知し、避難所の誘導受入を行う。なお、風水害に関する指定避難所と所管している班は、以下のとおりである。 ○女性総合センター・アーム: 政策班、避難所班	
13	203	武蔵野市	4	4	1				3		2	2	三鷹市議会旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するとともに、市議会における男女平等の実現を図るため、三鷹市議会議員(以下「議員」という。)が氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の提出) 第2条 氏を改めた議員で旧姓を使用するものは、旧姓使用届(様式第1号)により、原則として改姓の届出とともに、議長に届け出るものとする。 2 前項の提出を受理した場合は、議長は、旧姓を使用することを認めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、議員として氏名を用いる場合とする。 (1)法令などによって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2)その他、旧姓使用により実務上混乱または支障を生じるおそれのあるもの (責務) 第4条 旧姓を使用する議員は、旧姓使用に当たっては、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する議員で旧姓使用を中止するものは、旧姓使用中止届(様式第2号)により、議長に届け出るものとする。 (通知) 第6条 議長は、第2条第1項に規定する旧姓使用届を受理した場合及び前条に規定する旧姓使用中止届を受理した場合は、速やかに議会運営委員会に報告するものとする。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用の取扱いについて必要な事項は、議長が別に定める。	
13	204	三鷹市	4	4	3				3		1	2		
13	205	青梅市	4	4	2				1		4	2		
13	206	府中市	4	4	1			府中市議会政治倫理条例 (政治倫理基準) 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (4) その地位を利用して各種ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をし、又は法人、団体等への嫌がらせ、不当な強制、圧力をかけるなどの行為をしないこと。	1	3		2	2	
13	207	昭島市	4	2	3				3		2	2		
13	208	調布市	4	4	3				3		2	2		
13	209	町田市	4	4	3				1	1	3	2	2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定がある(ハラスメント防止)	2. 議員向け研修を実施している(窓口に)	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
13	210	小金井市	4	4	3					3		3	2	1	小金井市地域防災計画 各部の事務分掌において、「被災女性総合相談に関すること」「男女共同参画の視点からの配慮等に関すること」の記載。
13	211	小平市	4	4	3					3		3	1	2	議会運営に関する申し合わせ 平成20年5月29日決定
13	212	日野市	4	4	3					3		3	2	1	地域防災計画 ・女性防災リーダーを増やす・育成する ・育成した人材の登録制度を作る ・帰宅困難者、要配慮者を受け入れるための態勢づくり ・外国人へ向けたビクトグラム等の活用 ・多言語対応の誘導標識等による対応 ・受入れ体制や連絡体制の整備 ・他の被災地での教訓を分析した調査検討の実施 ・日野市社会福祉協議会との定期的な情報交換
13	213	東村山市	4	4	3					3		3	2	2	
13	214	国分寺市	4	2	3					3		3	2	2	
13	215	国立市	4	4	1	1				1	3	3	2	1	国立市防災計画 避難所で女性を対象にした巡回相談を行う。
13	218	福生市	4	4	3					3		3	4	2	
13	219	狛江市	1	4	1	1				1	3		2	2	狛江市議員のハラスメント防止等に関する条例 (市長等及び議員の責務) 第3条 市長は、職員がその能力を十分に発揮できるような勤務状況確保するため、ハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。 2 市長は、ハラスメントに関する相談及び苦情の申出(以下「相談・苦情」という。)、相談・苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。 3 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)並びに市議会議員(以下「議員」という。)は、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。 4 市長等及び議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。
13	220	東大和市	4	2	3					3		3	2	2	
13	221	清瀬市	4	4	3					3		3	2	1	
13	222	東久留米市	4	4	3					3		3	2	2	
13	223	武蔵村山市	4	4	3					3		3	4	2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定すハ 等 規 ス が定 メン ある 倫 ト 理 防 規 止	す 2 ハ ラ ス メ ン ト を 設 置 し て い る 窓 口 関	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
13	224	多摩市	4	2	3				3		3	1	多摩市議会議員の通称名等の使用に関する規程 第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通称等(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項に規定する通称の使用の認定を受けた場合 当該認定を受けた通称 (2) 氏名に漢字が用いられている場合 漢字の読み仮名を平仮名又は片仮名で表記した氏名 (3) 氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる漢字(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)の字体又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる漢字の字体(以下「通用字体等」という。)と異なる字体が氏名に用いられている場合 通用字体等以外の字体をその対応する通用字体等に変更した氏名 (4) 議員が婚姻、養子縁組等の事由により戸籍等に記載された氏を変更した場合 当該事由による変更前の氏	2	
13	225	稲城市	4	4	3				3		3	2		2	
13	227	羽村市	4	2	1			3	内閣府の資料を議員に提供し、予防啓発に努めている。		2	2		2	
13	228	あきる野市	4	4	3				1	1	3	2		2	
13	229	西東京市	4	4	1			3	西東京市議会ハラスメント防止対策プロジェクトチームを設置	1	1	3	2	2	
13	303	瑞穂町	4	4	2					2	3	4		2	
13	305	日の出町	4	4	2					2	2	4		2	
13	307	檜旗村	4	4	3					3	3	4		3	
13	308	奥多摩町	4	4	3					3	3	4		2	
13	361	大島町	4	4	3					3	3	3		2	
13	362	利島村													
13	363	新島村	4	4	2					3	3	3		2	
13	364	神津島村	4	4	2					2	3	4			
13	381	三宅村	4	4	3					3	3	4		2	
13	382	御蔵島村	4	4	3					3	3	4		2	
13	401	八丈町	4	4	3					3	3	4		2	
13	402	青ヶ島村	4	4	3					3	3	4		2	
13	421	小笠原村	4	4	3					3	3	2		2	